

## 公立大学法人横浜市立大学と横浜市病院経営局との教育研究についての 連携・協力に関する協定書

公立大学法人横浜市立大学（以下「甲」という。）と横浜市病院経営局市民病院（以下「乙」という。）は、相互に連携し、甲の教育研究活動の一層の充実を図るとともに、乙の研究活動を推進し、その成果の普及を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、以下のとおり教育研究についての連携・協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （客員教授等の委嘱）

- 第1条 甲は、甲の大学院の教育研究活動を一層活性化するため、乙の研究者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第1項第2号に該当する者に限る。）を非常勤講師として受け入れる。
- 2 甲は、前項の非常勤講師に対し、甲の定める規程に基づき、乙と協議の上、大学院客員教授、客員准教授又は客員講師（以下「客員教授等」という。）の称号を付与する。
- 3 客員教授等の甲における勤務は非常勤とし、給与は無給とする。

### （客員教授等による教育研究指導）

- 第2条 客員教授等は、甲又は乙において大学院学生及び研究生（以下「大学院学生等」という。）に対する講義、研究指導等（以下「教育研究指導」という。）を行うものとする。ただし、乙において教育研究指導を行う場合は、乙の定める諸規定等の範囲内で行うものとする。

### （副研究指導教員）

- 第3条 客員教授等が、甲において主研究指導教員として教育研究指導を行う場合、甲は、当該大学院学生等に対して、副研究指導教員を置く。
- 2 副研究指導教員は、客員教授等に協力して、大学院学生等の教育研究指導に関し、補完的な役割を担当する。
- 3 客員教授等が甲において副研究指導教員となる場合は、主研究指導教員に協力して、大学院学生等の教育研究指導に関し、補完的な役割を担当する。

### （学生の資格等）

- 第4条 大学院学生等が乙で教育研究指導を受ける場合の資格及び身分は、乙の定めるところによる。

### （研究成果の公表）

- 第5条 大学院学生等が得た研究成果のうち、乙において客員教授等の教育研究指導を受けたものは、公表できるものとする。ただし、甲の教育課程の履修の範囲内のものであって、かつ、第三者の知的財産権等を侵害するおそれのないものに限る。甲又は乙が守秘義務を求める場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

### （知的財産権の取扱い）

- 第6条 大学院学生等の研究により生じた知的財産権のうち、乙において客員教授等の教育研究指導を受けて得た研究成果により生じたものの帰属については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故の処理)

第7条 乙において大学院学生等が関与する事故が生じた場合は、甲と乙の協議に基づき処理するものとする。

2 大学院学生等が乙において教育研究指導を受けている際に、設備等を損傷した場合は、大学院学生及び甲はその責を負わないものとする。ただし、大学院学生等の故意又は重大な過失によるものを除く。

3 大学院学生等が、乙において教育研究指導を受けている際に事故により身体に障害を受けた場合は、乙はその責を負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合を除く。なお、乙は、大学院生等に対し、乙による教育研究指導に際して、あらかじめ安全配慮に関する指導を行うこととする。

(教育研究協力に関する協議)

第8条 甲と乙は、教育研究協力の一層の充実を図るために、随時協議を行うものとする。

(協定の有効期間等)

第9条 この協定の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙の双方においてこの協定内容に異議のないときは、本協定は期間満了日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義についての協議)

第10条 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、甲乙の協議によりこれを定めるものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成27年4月1日から実施する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 横浜市金沢区瀬戸 22 - 2  
公立大学法人 横浜市立大学  
理事長 田中 克子

乙 横浜市中区港町 1-1  
横浜市病院事業管理者 高橋 俊毅